第十一章　外部交通

（面会の相手方の届出）

第五十一条　少年院の長は、在院者に対し、面会の申出をすることが予想される者について、次に掲げる事項を届け出るよう求めることができる。

一　氏名、生年月日、住所及び職業

二　自己との関係

三　予想される面会の目的

四　その他少年院の長が必要と認める事項

2　少年院の長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、在院者に対し、同項各号に掲げる事項を証明する書類その他の物件の提出又は提示を求めることができる。

（面会の申出書の提出）

第五十二条　少年院の長は、在院者との面会の申出をする者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した申出書の提出を求めることができる。

一　氏名、生年月日、住所及び職業

二　面会を希望する在院者の氏名及びその者との関係

三　面会の目的

2　少年院の長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、在院者との面会の申出をする者に対し、同項各号に掲げる事項を証明する書類その他の物件の提出又は提示を求めることができる。

（面会の相手方の確認）

第五十三条　少年院の長は、在院者との面会の申出があったときは、在院者に対して、その申出をした者の氏名及び在院者との関係について質問することができる。

（面会の相手方の人数の制限）

第五十四条　法第九十五条第一項の規定により在院者の面会（宿泊面会を除く。）の相手方の人数について制限をするときは、その人数は、三人を下回ってはならない。

（面会の場所の制限）

第五十五条　在院者の面会の場所は、少年院の長が指定するものとする。

（面会の日の制限）

第五十六条　少年院の長は、その少年院において面会（付添人等（付添人又は在院者若しくはその保護者の依頼により付添人となろうとする弁護士をいう。以下同じ。）又は弁護人等（弁護人又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三十九条第一項に規定する弁護人となろうとする者をいう。以下同じ。）との面会及び宿泊面会を除く。）を許す日（以下この条及び次条において「面会日」という。）を定めるものとする。

2　一月につき面会日として定める日数は、その月の日数からその月の第二十三条第二項各号に掲げる日の日数を差し引いた日数を下回ってはならない。

3　各月の面会日は、その月の初日の一月前までに在院者に告知するとともに、その月の初日の一月前から少年院の公衆の見やすい場所に掲示する方法その他の方法により公告するものとする。

（面会の時間帯の制限）

第五十七条　法第九十五条第一項の規定により在院者の面会（宿泊面会を除く。）の時間帯について制限をするときは、その時間は、一日につき六時間（第二十三条第二項各号に掲げる日を面会日として定めるときは、四時間）を下回ってはならない。

（面会の時間の制限）

第五十八条　法第九十五条第一項の規定により在院者の面会（宿泊面会を除く。）の時間について制限をするときは、その時間は、三十分を下回ってはならない。ただし、面会の申出の状況、面会の場所として指定する室の数その他の事情に照らしてやむを得ないと認めるときは、十分を下回らない範囲内で、三十分を下回る時間に制限することができる。

（面会の回数の制限）

第五十九条　少年院の長は、法第九十五条第一項の規定による面会の回数の制限は、被告人又は被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に特に必要と認められる面会以外の面会について行うことができるものとする。

（面会の相手方の遵守事項の掲示）

第六十条　少年院の長は、在院者の面会の相手方（付添人等又は弁護人等を除く。）が遵守すべき次に掲げる事項を具体的に明らかにして少年院内の見やすい場所に掲示するものとする。

一　法第九十四条第一項第一号イ又はロに該当する行為をしてはならないこと。

二　法第九十四条第一項第二号イからホまでのいずれかに該当する内容の発言をしてはならないこと。

（宿泊面会の実施方法等）

第六十一条　少年院の長は、在院者に宿泊面会をさせる場合には、宿泊面会の日時を指定するものとする。

2　少年院の長は、在院者に宿泊面会をさせる場合には、あらかじめ、在院者及びその宿泊面会の相手方が宿泊面会に関し遵守すべき事項を定め、これをその在院者に告知し、及びその宿泊面会の相手方に通知するものとする。

3　少年院の長は、宿泊面会をさせる在院者及びその宿泊面会の相手方が、少年院の職員の指示に従わないとき、前項の規定により定めた遵守すべき事項を遵守しないとき、その他その宿泊面会を継続することが不適当であるときは、その宿泊面会を中止することができる。

（信書の発受の相手方の届出）

第六十二条　少年院の長は、在院者に対し、信書を発受することが予想される者について、次に掲げる事項を届け出るよう求めることができる。

一　氏名、生年月日、住所及び職業

二　自己との関係

三　予想される信書の発受の目的

四　その他少年院の長が必要と認める事項

2　第五十一条第二項の規定は、前項の規定により届出を求めた場合について準用する。

（信書の作成要領の制限）

第六十三条　法第百二条第一項の規定による在院者が発する信書（委員会に対して提出する書面並びに法第百二十条の規定による申出及び苦情の申出の書面を除く。）の作成要領についての制限は、次に掲げる事項（付添人等又は弁護人等に対して発する信書については、第二号に掲げる事項を除く。）について行うことができるものとする。

一　信書の用紙及び封筒の規格並びに信書の作成に用いる筆記具の種類

二　一通の信書に用いる用紙の枚数

三　一枚の用紙に記載する字数その他信書の検査を円滑に行うために必要な記載方法

2　在院者が発する信書に用いる用紙の枚数について制限をするときは、その枚数は、五枚を下回ってはならない。

3　在院者が発する信書の一枚の用紙に記載する字数について制限をするときは、その字数は、四百字を下回ってはならない。

（信書の発信の申請の日及び時間帯の制限）

第六十四条　少年院の長は、法第百二条第一項の規定により在院者がする信書の発信の申請の日及び時間帯について制限をする場合にも、緊急の発信の必要があるときは、その発信の申請を受け付けなければならない。

（発信を申請する信書の通数の制限）

第六十五条　法第百二条第一項の規定による在院者が発信を申請する信書の通数についての制限は、次に掲げる信書以外の信書について行うことができるものとする。

一　委員会に対して提出する書面

二　法第百二十条の規定による申出及び苦情の申出の書面